

京都市会議員き章規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年6月12日

京都市会議長 山本 恵一

京都市会規程第1号

京都市会議員き章規程の一部を改正する規程

京都市会議員き章規程の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(譲渡等の禁止)

第4条 議員は、き章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)